#### 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年7月3日提出

【発行者名】 日興アセットマネジメント株式会社 2025年9月1日にアモーヴァ・ア

セットマネジメント株式会社へ変更

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

 【事務連絡者氏名】
 新屋敷 昇

 【電話番号】
 050-5785-6187

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 上場 信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資

信託受益証券の金額】

上場インデックスファンド日経平均高配当株50

(1)当初申込額

10億円に相当する有価証券および金銭を上限とします。

(2)継続申込額

30兆円を上限とします。 株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

【縦覧に供する場所】

#### 第一部【証券情報】

#### (1)【ファンドの名称】

上場インデックスファンド日経平均高配当株50(以下「ファンド」といいます。) ・愛称として「上場日経高配当50」という名称を用いることがあります。

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。) ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、も 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3)【発行(売出)価額の総額】

: 10億円に相当する有価証券および金銭を上限とします。

継続申込期間:30兆円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

当初設定: 1口当たり1,500円とします。 継続申込期間:取得申込受付日の基準価額とします。 基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせくださ

#### (5)【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (6)【申込単位】

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数(100口未満切上げ)を申込単位とし、

スープ・ その整数倍とします。 「ユニット株式」とは、委託会社が日経平均高配当株50指数に連動すると想定する、日経平均高配当 「ユニット株式」とは、委託会社が出来する株数の株式すべてを指すものとします。

#### (7)【申込期間】

: 2025年7月23日に行なわれます。

継続申込期間:2025年7月23日から2026年7月3日までとします

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

2025年9月1日よりwww.amova-am.comに変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (9)【払込期日】

当初設定

当初設定日に発行価額の総額(設定総額)に相当する株式は、受託会社が指定する株式会社証券保管 振替機構のファンドの口座に預託、保管されます(金銭が含まれる場合は、当該金銭については、委

EDINET提出書類

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。)。

記会任の指定する口座を経由して、又配本社の旧座するファントロ屋に近い。 継続申込期間 取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式をもって取得申込みを行な うものとします。取得申込みに係る株式は、追加設定を行なう日に、販売会社によって、受託会社が 指定する株式会社証券保管振替機構のファンドの口座に預託、保管されます(金銭が含まれる場合 は、当該金銭については、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に せいいまれます。) 払い込まれます。)。

#### (10)【払込取扱場所】

「(8)申込取扱場所」に同じです。

#### (11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

#### (12)【その他】

該当事項はありません。

#### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

日経平均高配当株50指数に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、信託財産の 1口あたりの純資産額の変動率を日経平均高配当株50指数の変動率に一致させること をめざして運用を行ないます。

- ※日経平均高配当株50指数は、日経平均株価構成銘柄のうち配当利回りの高い50銘柄から 構成される指数です。基準日(2001年12月28日)を10,000ポイントとして算出されます。
- ※同指数の構成銘柄は、原則、毎年6月末に見直しが行なわれます。

#### 「日経平均高配当株50指数」の著作権などについて

「日経平均高配当株50指数」(以下「日経高配当株50」という。)は、株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という。)によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は日経高配当株50自体及び日経高配当株50を算出する手法、さらには、日経高配当株50の構成銘柄の基礎となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。日経高配当株50を対象とする「上場インデックスファンド日経平均高配当株50」は、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、その運用及び「上場インデックスファンド日経平均高配当株50」の取引に関して、日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負いません。日本経済新聞社は、日経高配当株50及び日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。日本経済新聞社は、日経高配当株50及び日経平均株価の計算方法、その他日経高配当株50の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

#### ファンドの基本的性格

#### 1)商品分類

单位型投信· 追加型投信	投資対	象地域	20.000 (U.S.)	象資産 の源泉)	独立区分	補足分類
	国	内	株	式	MMF	
単位型投信			债	券		インデックス型
	海	外	不動產	<b>奎</b> 投信	MRF	
追加型投信			その船	也資産		特殊型
	内	外	(	)	ETF	
			資産	複合		

<sup>(</sup>注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉と

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

する旨の記載があるものをいいます。

株式 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。

投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する 証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信 託をいいます。 インデックス型

自論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをい います。

#### 2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般	年1回	<b>グローバル</b>	
大型株 中小型株	年2回	日本	
债券	年 4回	北米	日経 225
一般公债	年 6回 (隔月)	欧州	
社债		アジア	
その他債券 クレジット原性 ( )	年12回(毎月)	オセアニア	TOPIX
不動產投信	日々	中南米	
	その他	アフリカ	その他
その他姿産 ( )	( )	中近東 (中東)	(日経平均高配当株 50 指数)
資産複合		(4%)	
() 资産配分固定型 资産配分変更型		エマージング	

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。 株式 一般 当ファンドは、株式に投資を行ないます。「株式 一般」とは、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームペー ジ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色

## → 日経平均高配当株50指数の動きに連動する投資成果をめざします。

・信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を、「日経平均高配当株50指数」 の変動率に一致させることをめざし、主として「日経平均高配当株50指数」 に採用されている株式に投資を行ないます。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

# 受益権を東京証券取引所に上場(2025年7月24日上場予定) しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・売買単位は1口単位です。(有価証券届出書提出日現在)
- ・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・取引方法は原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

# 3 株式をもって受益権の取得申込みを行ないます。

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数(100口未満切上げ)を申込単位として、その整数倍とします。

- ※「ユニット株式」とは、委託会社が日経平均高配当株50指数に連動すると想定する、 日経平均高配当株50指数における各構成銘柄の委託会社が指定する株数の株式すべて を指すものとします。
- ※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。

# 4 解約請求による途中換金をすることはできません。

# 5 受益権をもって株式と交換することができます。

- ※取得申込時に拠出された日経平均高配当株50指数構成銘柄と、交換時に取得される 各株式は一致するものではありません。
- ※取得申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致する ものではありません。
- ※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。
- ※「金融商品取引清算機関による清算制度」とは、ETFの取得および交換に係る有価証券等の引渡債務を金融商品取引清算機関が引き受けることで、決済履行を保証する制度です。

## 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 投資することを指図する株式は、原則として日経平均高配当株50指数に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

## 分配方針

- 信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
  - ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 信託金限度額

- ・5,000億円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### (2)【ファンドの沿革】

2025年 7月23日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2025年 7月24日

・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場(予定)

#### (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み ファンド 上場インデックスファンド日経平均高配当株50 委託会社 受託会社 **※**2 証券投資 日興アセットマネジメント株式会社 信託契約 三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行) 信託財産の運用指図 ・目論見書の作成 など 信託財産の管理・保管 信託財産の計算 **%**1 ・収益分配金および償還金の支払い など 募集の取扱いなどに 関する契約 販売会社 ・募集の取扱いおよび販売 ・交換および買取りに関する業務 など 投資家(受益者)

- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、
- 交換および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資 制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

#### 委託会社の概況(2025年4月末現在)

1)資本金

17,363百万円 2)沿革

1959年:日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更 2025年:「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更予定

## 2025年9月1日、日興アセットマネジメント株式会社は 「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更します。

社名变更後URL: www.amova-am.com



#### 3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

・当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を日経平均高配当株50指数の変動率に一致させ ることを目指して、日経平均高配当株50指数に採用されている株式に投資を行ないます。

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・次に掲げる場合には、上記方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがありま

す

。 日経平均高配当株50指数の計算方法が変更された場合

日経平均高配当株50指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、日経平均高配当株50指 数における個別銘柄の時価総額の修正が行なわれた場合

- 対にありる値が動物の時間総額の修正が行なわれた場合 追加信託および受益権と株式との交換の指図を行なう場合 その他連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合 ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、日経平均高配当株50指数への連動率を 向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引を行なう場合があります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存にあります。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存にあります。
- 準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)【投資対象】

日経平均高配当株50指数に採用されている株式を主要投資対象とします。 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1)有価証券

- 2 ) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条に 定めるものに限ります。)
- 3)金銭債権

主として株式に投資するほか、次に掲げる株式以外の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定に より有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)および金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用すること ができます。

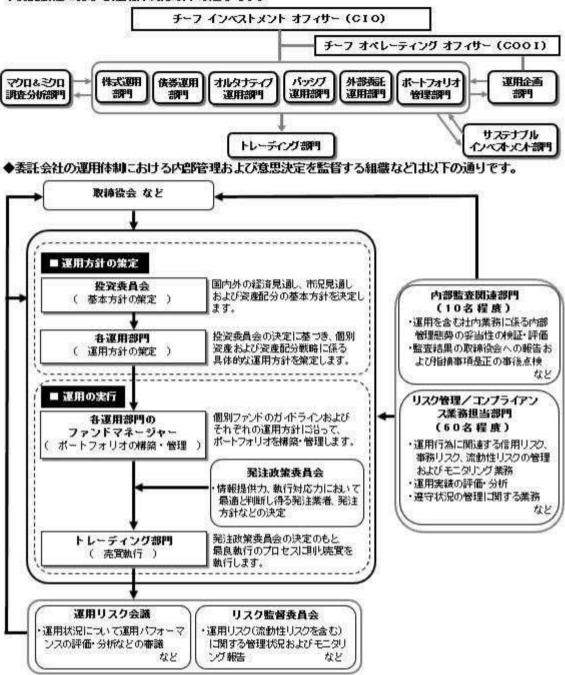
1)預金

- 2)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 3)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 4 コール・ロー 次の取引ができます。
- 1) 先物取引等
- 2)有価証券の貸付

## (3)【運用体制】

<委託会社における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



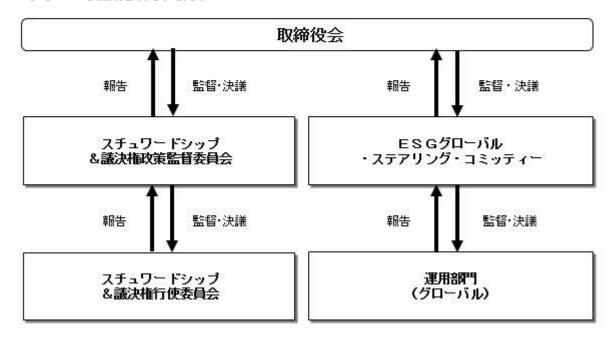
#### 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手、 続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

#### ◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置 する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行な うこととしています。

(スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占める メンバーで構成されています)



上記体制は2025年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

収益分配方針

- 1)信託財産から生ずる配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。)と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積の部数のもときはその全額を補てかした後、その残額とも出るに分配と ます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額なりに負数の分配準備積立金を控除しきれないと その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 2)毎計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、ロ)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
  - イ)有価証券売買益(評価益を含む)、先物取引等取引益(評価益を含む)、追加信託差益金、交換
  - 口)有価証券売買損(評価損を含む)、先物取引等取引損(評価損を含む)、追加信託差損金、交換 差損金

収益分配金の支払い

収益が記述の支払い 原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指 定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を 締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

#### (5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1)株式への投資割合には、制限を設けません。 2)投資することを指図する株式は、原則として日経平均高配当株50指数に採用されている銘柄の株式の 発行会社が発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りでは ありません。
- 3)外貨建資産への投資は行ないません。 4)投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における株価指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に 掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。)および株価指数オプション取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下 同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の株価指数先物取引および株価指数オプショ
- ン取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 5)信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  6)デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ロ奥アセットマネジメント株式会 有価証券届出書(内国投資信託 により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 7)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。 法令による投資制限 同一法人の発行する株式(投資信託及ごとのでは、

#### 3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
   ・当ファンドは、主に株式を投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

#### 当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあ ります。
流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク
一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも
重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体
の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が
値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が
廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価
格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて
清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに
損害が発生する恐れがあります。

損害が発生する恐れがあります。

- <日経平均高配当株50指数と基準価額の主なカイ離要因>
  当ファンドは、基準価額の変動率を日経平均高配当株50指数の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。
  ・日経平均高配当株50指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をする場合があること、日経平均高配当株50指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
  ・分配原資となる組入なの配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。
  ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと日経平均高配当株50指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。
  ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を

魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を 下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

#### < その他の留意事項 >

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項 ・システムリスグ・市場リスグなどに関する事項 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経 済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情 により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの 投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由によ り基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・ 交換の取り扱いを停止することもあります。 ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・交換の停止に関する事項

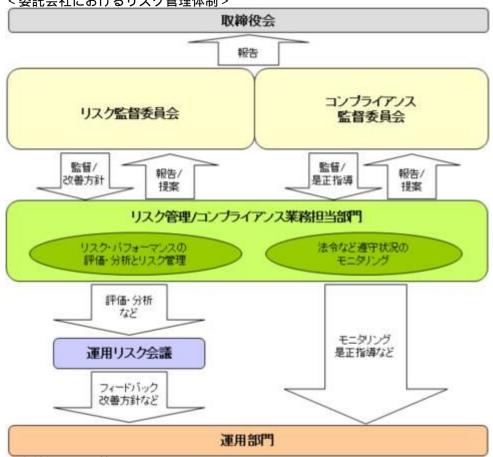
日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性 に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・交換の取扱いを停止する場合があり

- まず。 運用制限や規制上の制限に関する事項
- 運用制限や規制上の制限に関する事項 関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会 社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限さ れることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連し て、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額がカイ離する可能性があります。 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
- ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2)リスク管理体制 <委託会社におけるリスク管理体制>



## 全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理 / コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に明一度以上収益のではリスク管理部門が事務にあるサスク監督委員会を通して経営陣に報告され、翌日明一度以上収益 役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議において は、法令遵守状況や各種リスク(運用リスク(流動性リスクを含む)、市場リスク、カウンターパーティー リスク、オペレーショナルリスク(事務リスクを含む)など)に関するモニタリングとその報告に加えて、 重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めており ます

## ょ<sub>ッ。</sub> 運用状況の評価・分析および運用リスク管理

アンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

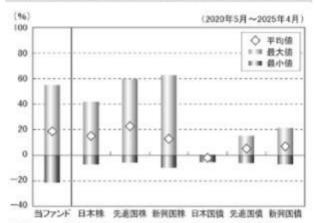
法令など遵守状況のモニタリング

**体ではことでいんのモニア・ノング** 運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を 行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正 指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は2025年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (参考情報)

#### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、 年間最大騰落率および最小騰落率 (%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興団排	日本国債	先進国債	新興国債
平均值	18.7%	15.1%	22.7%	12.9%	-2.0%	5.2%	7.0%
最大值	54.9%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小值	-21.4%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年5月から2025年4月の5年間の各月末における直近 1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代 表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファン ドは直近1年間の騰落率がないため、ベンチマークのデータを使 用しています。

#### <各資産クラスの指数>

日本株·····TOPIX (東証株価指数) 配当込み

先進国株····· MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株····MSCIエマージング・マーケット・インデックス

(配当込み、円ペース)

日本国債····NOMURA-BPI国債

先進国債·····FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース) 新興国債・・・・・ JPモルガンGB1-EMグローバル・ディバーシファイド (円ヘッジなし、円ペース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算して

おります。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数 の算出元または公表元に帰属します。

#### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、掲載していません。

※年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、ベンチ マークの騰落率を表示しています。

#### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

#### TOPIX (東証株価指数)配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) 当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮し たものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) 当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもので す。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」)が公表している 指数で、その知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、 有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事 業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

**FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)** 当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円へッジなし、円ベース) 当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象に

した指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コス トの対価です。

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売 会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとしま す

販売会社にお問い合わせください。

換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

信託財産留保額

ありません。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.165%(税抜0.15%)以内 の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬が税抜0.15%(有価証券届出書提出日現在)の場合の配分(年率)は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率						
合計 委託会社 受託会社						
0.150%	0.150% 0.128% 0.022%					

委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期末または信託終 了のときに、信託財産から支払います。

#### (4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)なお、から までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。ファンドの計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用。

る業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用。 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用。 目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みま

運用報告書および決算短信など開示資料の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提

出する場合の提出費用も含みます。)。 ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に 係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

イロの取得に受する資用。 ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。 受益権の上場に係る費用。 ファンドの運用において利用する指数の標章使用料。

ファンドの運用において利用する指数の指数値、構成銘柄、構成比率等の情報および投資対象市場 の動向や特性等に関する情報の入手に要する費用。 ファンドの運用において、クリアリング機構を利用した場合に生じる諸費用(当該関連費用を受託 会社から請求された場合も含みます。)。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利 息。

高にある。 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料に0.55(税抜0.5)以内(有価証券 届出書提出日現在、0.55(税抜0.5))を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の 配分は4:1とし、信託報酬と同時期に支払います。

監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 監査費用は、

\*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

- 課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象と なります。
- 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 個人受益者の場合
- 1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益(譲渡益)については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%) の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口 座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税 率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 2)収益分配金の受取り時の課税

収益分配金の受取り時の課税 収益分配金は配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収 (原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税ま たは総合課税(配当控除の適用があります。)のいずれかを選択することもできます。 確定申告等により、売却時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当 等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能で す。また、売却時の差益(譲渡益)、収益分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選 択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。 少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに 購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご 利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、 一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 受益権と現物株式との交換

3)受益権と現物株式との交換

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなりま

### 法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

- 受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。 2)収益分配金の受取り時の課税 ・収益分配金は配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人 所得と合算して課税されます。
  ・収益分配金は、原則として益金不算人の対象となります。

3)受益権と現物株式との交換 受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなりま

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 上記は2025年7月3日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めし ます。

#### 5【運用状況】

#### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

### (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

ファンドの運用は、2025年7月23日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書 提出日現在、資産を有しておりません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

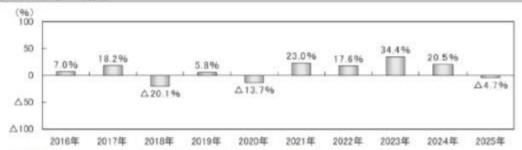
#### 分配の推移

該当事項はありません。

#### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

#### 年間収益率の推移



- ※上記は、ベンチマーク(日経平均高配当株50指数)の年間収益率です。
- ※2025年は、2025年4月末までの収益率です。
- ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ※上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

#### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

#### (1)申込方法

- 込者は、販売会社所定の方法により、その保有する株式をもって取得の申込みを行なうものとし 当該株式は、日経平均高配当株50指数における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当するもの 取得申込者は、
- ます。当該株式は、日経平均高配当株50指数における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の株式とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。なお、拠出された株式の評価額が、取得する受益権口数の評価額(取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額)に満たない場合、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。また取得申込者が、日経平均高配当株50指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。)である場合には、取得申込みに係る株式のうち当該発行会社等の株式の評価額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。 当ファンドは、東京証券取引所に上場(2025年7月24日上場予定)しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。
- 引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

#### (2)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(3)取扱時間

午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 取得申込者が日経平均高配当株50指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受

付締切時間は午後2時30分までとします。 販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行ないません。

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 1)日経平均高配当株50指数構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の3営業日
- 2)日経平均高配当株50指数構成銘柄の変更および増減資などに伴なう株数の変更日の3営業日前以降 の6営業日間
- ファンドの計算期間終了日(決算日)の前月最終営業日の前営業日から当該計算期間終了日(決算 日)の前営業日までの間

- ロ)の削呂乗口までの同 )ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 )1)~4)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 1)~4)に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合 があります。
- (5)申込単位

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数(100口未満切上げ)を申込単位とし、 \_\_\_ その整数倍とします。

(6)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すこ とができます

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいます。

#### 2【換金(解約)手続等】

(1)受益権の解約

(2)受益者は、信託期間中において解約の明念と、とこれ (2)受益権と信託財産に属する株式との交換 受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受 益権の信託財産に対する持分に相当する株式と交換すること(以下「交換」といいます。)を請求する ことができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請

ける各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された株数 とし、金融商品取引所が定める一売買単位(以下「取引所売買単位」といいます。)の整数倍としま す

え。 交換請求日の午後3時30分までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。ただし、受益者が日経平均高配当株50指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合の受付締切時間は午後2時30分までとします。

販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しく は、販売会社にお問い合わせください。 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支

払うものとします。 交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行ないません。 1)日経平均高配当株50指数構成銘柄の権利落日(配当落日を除きます。)の前営業日以降の3営業日

- 2)日経平均高配当株50指数構成銘柄の変更および増減資などに伴なう株数の変更日の3営業日前以降 の6営業日間
- ファンドの計算期間終了日(決算日)の前月最終営業日の前営業日から当該計算期間終了日(決算 日)の前営業日までの間
- ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 1)~4)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあ )

スピックのはか、女に云れが高いにためる屋内の墨本方面におった屋内に文障をさたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 1)~4)に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ばす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合がある。

ります。 交換請求を行なった受益者が交換に係る株式の発行会社等である場合には、委託会社は、交換請求を受け付けた口数から当該発行会社等の株式の評価額の合計に相当する金額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式(当該発行会社等の株式を除きます。)を交換するものとします。

受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求日から起算して3営業日目から、振替機関

等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に

公司を運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合などその他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止すること、および既に受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。 交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しているとには、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算 日に交換請求を受け付けたものとして取り扱います。

(3)受益権の買取り

受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、 委託会社が指定する販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。

原則として、午後3時30分までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したもの を当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。 ・販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。

委託会社が指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた 買取りを取り消すことができます。 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただ し、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算 日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

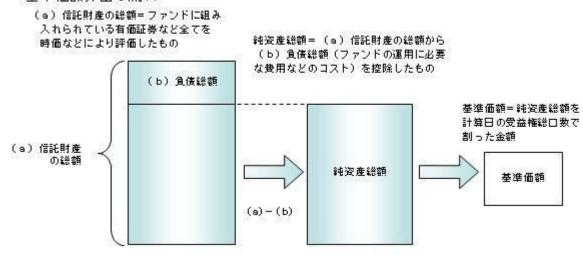
#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額を いいます。なお、ファンドは100口当たりに換算した価額で表示することがあります。

#### <基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す

す。 <主な資産の評価方法*>* 

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

2025年9月1日より「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に変更

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

2025年9月1日よりwww.amova-am.comに変更

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします(2025年7月23日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了 させることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年4月5日から10月4日までおよび10月5日から翌年4月4日までとします。 ただし、第1計算期間は2025年7月23日から2025年10月4日までとします。

#### (5)【その他】

信託の終了 (繰上償還)

1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること

ができます。

- イ)2028年10月5日以降に純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ハ)やむを得ない事情が発生したとき

- この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰
- 3)委託会社は、 上償還させます
  - エ原短ここの/ .。 イ)受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
  - 口)日経平均高配当株50指数が廃止された場合
  - 口)日経十月同配当株301年双が廃止と11に100日 八)日経平均高配当株50指数の計算方法の変更などに伴なって委託会社または受託会社が必要と認め た信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合 二)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合 ホ)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき ホ)監督では野野宮庁といる場合の即当を受けたとき、解析したときまたは業務を廃止したとき(監

  - へ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。) ト)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして

アノ文記芸社が安託芸社の承諾を受けてての仕務を辞任した場合またはその任務に遅及するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときなお、上記イ)について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。
4)繰上償還でして、受害をよるといる。

償還金について

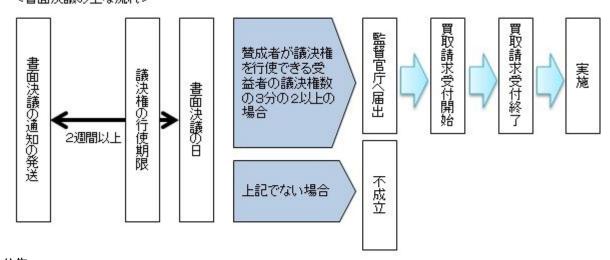
原則として受託会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した 預金口座などに振り込みます。 信託約款の変更など

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
  2)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
  3)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の担定を適用します。
- 議」の規定を適用します。

書面決議

- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2 週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送し ます。
- 2)受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行 ないます。
- 4)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書 面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおい
- て併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。 6)当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求でき ます。

## <書面決議の主な流れ>



公告 公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

2025年9月1日よりwww.amova-am.comに変更

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成 投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・提供は行ないません。 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

延長されるものとし、以後も同様とします。他の受益者の氏名などの開示の請求の制限受益者は、委託会社または受託会社に対し、 次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。 (1)収益分配金受領権

) 収益分配金叉領権 ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当 ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払わ れます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行なうことができます。 ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファ ンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が、収益分配金について、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金受領権

(2) 慎遠玉支領権
・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が、信託終了による償還金について、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
(3) 受益権と信託財産に属する株式との交換権

受益者は、一定口数以上の受益権をもって、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。 (4)受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合 は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

(5)帳簿閲覧権

版公司は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

#### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)ファンドの運用は、2025年7月23日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。
   (2)ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。
   (3)委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

#### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

#### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)名義書換

ヌ皿目は、安武云社がやりを侍ない事情なとにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券 から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
(2)受益者に対する特典 受益者は、 委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、 無記名式受益証券

- - 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また
- は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、張哲学の振替集に関する法律 た他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律 の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知 するものとします。
- 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

- 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する ことができません。
- (4) 受益証券の再発行
  - 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行 の請求を行なわないものとします。
- (5)受益権の再分割
- (5) 支益権の再分割 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交 換請求の受付、交換株式の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その 他の法令などにしたがって取り扱われます。

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年4月末現在 資本金 17,363,045,900円

> 発行可能株式総数 230,000,000株 発行済株式総数 197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

#### (2)会社の意思決定機関(2025年4月末現在)

・株主総会 株主総会は、 取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決 定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事 業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日 (事業年度の終了)から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役若干名を選定します。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

- (3)運用の意思決定プロセス(2025年4月末現在) 1.投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。 2.各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策

  - 定します。
    3 . 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
    4 . トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
    5 . 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2025年4月末現在の投資信託などは次の通りです。

種類		種類	ファンド本数	純資産額 (単位:億円)	
投資信託総合計		<b>†</b>	763	294,005	
	株式投	資信託	718	257,178	
		単位型	258	6,312	
		追加型	460	250,866	
	公社債	投資信託	45	36,826	
		単位型	32	860	
		追加型	13	35,966	

#### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)

並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第66期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

				(単位:百万円)
		第65期 (2024年 3 月31日)		第66期 (2025年 3 月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		-
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	3	647	3	900
立替金		1,089		1,214
その他	2	2,011	2	3,024
流動資産合計	_	61,434		71,969
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	233	1	187
器具備品	1	134	1	108
有形固定資産合計		368	_	295
無形固定資産	_		_	
ソフトウエア		438		478
無形固定資産合計	-	438	-	478
投資その他の資産	_		-	
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		-		496
その他投資		-		765
投資その他の資産合計	-	66,398	-	65,006
固定資産合計	-	67,205	-	65,781
資産合計	-	128,640	-	137,750
	-		-	- ,

		<u>(単位:百万円)</u>
	第65期 (2024年 3 月31日)	第66期 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	451	1,631
未払金	9,211	9,544
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,330	8,462

				カース・ロットマネックント
その他未払金		803		有価証券届出書(内国投 1,002
未払費用	3	4,082	3	4,202
未払法人税等	3	1,644	5	3,378
未払消費税等	4	620	4	693
関係会社短期借入金	-	020	7	6,690
賞与引当金		2,619		2,881
ラフリヨ亚 役員賞与引当金		232		2,661
収算員つか日並 その他		683		44
流動負債合計	_	19,547		
固定負債	_	19,547		29,291
退職給付引当金		1 440		1,455
		1,448		529
賞与引当金 役員賞与引当金		565		121
		56		-
繰延税金負債		295		231
その他	_	251		2,337
固定負債合計	_	2,617		31,629
負債合計	_	22,165		
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金	_	5,220		5,220
資本剰余金合計	_	5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	_	82,591		83,753
利益剰余金合計	_	82,591		83,753
自己株式	_	2,067		2,067
株主資本合計	_	103,107		104,269
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		4,523		2,466
繰延ヘッジ損益		1,155		615
評価・換算差額等合計	_	3,367		1,851
純資産合計	_	106,475		106,120
負債純資産合計	_	128,640		137,750

## (2)【損益計算書】

						<u>(単位:百万円)</u>
			第65期			第66期
		(自 至	2023年4月1日		自	2024年4月1日
		王	2024年 3 月31日)		至	2025年 3 月31日)
営業収益						
委託者報酬			75,874			83,264
その他営業収益	1		3,714	1		4,604
営業収益合計			79,588			87,869
営業費用						
支払手数料			32,917			37,898
広告宣伝費			711			645
公告費			3			5
調査費			17,736			18,976
調査費			1,266			1,433
委託調査費			16,445			17,516

## 日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		有価証券届出書(内国投
図書費	23	26
委託計算費	610	617
営業雑経費	881	867
通信費	135	136
印刷費	308	278
協会費	48	50
諸会費	11	18
その他	375	382
営業費用計	52,860	59,011
一般管理費		
給料	10,550	11,085
役員報酬	459	592
役員賞与引当金繰入額	273	289
給料・手当	6,791	7,151
賞与	277	216
賞与引当金繰入額	2,747	2,835
交際費	71	49
寄付金	22	22
旅費交通費	260	273
租税公課	389	646
不動産賃借料	906	836
退職給付費用	388	403
退職金	36	38
固定資産減価償却費	199	193
福利費	1,208	1,187
諸経費	4,661	4,821
一般管理費計	18,694	19,559
営業利益	8,033	9,298

						(単位:百万円)
		(自 至	第65期 2023年 4 月 1 日 2024年 3 月31日)		(自 至	第66期 2024年4月1日 2025年3月31日)
営業外収益						
受取利息			4			10
受取配当金	2		4,946	2		4,356
デリバティブ収益			-			193
有価証券評価益	3		1,113	3		3,063
金銭の信託運用益			399			170
時効成立分配金・償還金			2			2
為替差益			-			162
その他			50			81
営業外収益合計			6,517			8,039
営業外費用						
支払利息			569	2		907
デリバティブ費用			3,494			-
時効成立後支払分配金・償還金			1			2
為替差損			165			-
その他			0			9
営業外費用合計			4,231			919
経常利益			10,319			16,418
特別利益						
投資有価証券売却益			815			210
			27/54		_	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

特別利益合計	815	210
特別損失		
投資有価証券売却損	174	81
固定資産処分損	52	10
損害賠償損失	167	-
特別損失合計	394	91
税引前当期純利益	10,740	16,537
法人税、住民税及び事業税	2,415	4,349
法人税等調整額	51	157
法人税等合計	2,364	4,192
当期純利益	8,376	12,345

## (3)【株主資本等変動計算書】

## 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

					<u>-m· 由/1111)</u>		
		資本乗	  余金	利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				5,092	5,092		5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	3,284	3,284	•	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	2,067	103,107

	評			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産合計
当期首残高	2,056	488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,467	666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	1,155	3,367	106,475

## 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

							<u>-W. H/J/D)</u>
	株主資本						
		資本剰	資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	2,067	103,107

니쑛기	ピント	マイン	ハノ	1/1/1/2	TT(L 1243)	וי
右価	江巻田	出土 (	内国北	咨信託	<b>受</b> 达証券	`

当期変動額							
剰余金の配当				11,183	11,183		11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	1,162	1,162	-	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	2,067	104,269

	評1	評価・換算差額等					
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産合計			
当期首残高	4,523	1,155	3,367	106,475			
当期変動額							
剰余金の配当				11,183			
当期純利益				12,345			
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,056	539	1,516	1,516			
当期変動額合計	2,056	539	1,516	354			
当期末残高	2,466	615	1,851	106,120			

## [注記事項]

(重要な会計方針)	
項目	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価 方法	(1) 有価証券     子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法     その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの     時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)     市場価格のない株式等     総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年~15年 器具備品 3年~20年  (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)につい
3 引当金の計上基準	ては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。  (1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。  (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に 帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は 以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。

(2) 投資顧問業務

」 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、 ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得 られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた 固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

グライがファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジして

手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しておりま

その他財務諸表作成のため 6 の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処 理しております。

#### (未適用の会計基準等)

- 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等
- (1)

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるも の。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 。 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

	日興アセットマネンメント	下休式云在(E12430
	有価証券届出書(内国技	设資信託受益証券)
第65期	第66期	
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)	

### 1 有形固定資産の減価償却累計額

建物 1,482百万円 器具備品 920百万円

2 信託資産

流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。

3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。

(流動資産)

未収収益 248百万円

(流動負債)

未払費用 1.873百万円

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

5 保証債務

ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興 A Mエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大493百万円(5百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

## (2025年3月31日)

有形固定資産の減価償却累計額

建物 1,484百万円 器具備品 872百万円

2 信託資産

流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。

3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。

(流動資産)

未収収益 282百万円

(流動負債)

未払費用 1.921百万円

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

5 保証債務

ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大469百万円(5百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

#### (損益計算書関係)

第65期 2023年4月1日 2024年3月31日)

1 営業収益合計には、成功報酬212百万円が含まれ ております。

2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。

受取配当金

4,889百万円

3 有価証券評価益

保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額1,113百万円を営業外収益に計上して おります。

第66期 (自 2024年4月1日 2025年3月31日)

- 1 営業収益合計には、成功報酬354百万円が含まれ ております。
- 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。

受取配当金 支払利息

4,048百万円 286百万円

3 有価証券評価益

保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額3.063百万円を営業外収益に計上して おります。

(株主資本等変動計算書関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末

普通株式(株)	2,860,000	-	-	2,860,000
---------	-----------	---	---	-----------

新株予約権等に関する事項

	7-73					
	   新株予約権の	新株子	当事業年			
新株予約権の内訳	新株予約権の内訳 目的となる 株式の種類		当事業年度 増加	当事業年度減少	当事業 年度末	度末残高 (百万円)
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	-	96,000	121,000	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	1	406,000	346,000	1
合計		969,000	-	502,000	467,000	-

- (注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
  - 2 2016年度ストックオプション(2)121,000株及び2017年度ストックオプション(1)346,000株は、当事業年度末 現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使する ことができません。

# 4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額

\					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 5 月26日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年 6 月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(- <i>)</i> — 1 — 3 — 5 .	/ I / I / I / I / I / I / I	, <del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>	- \ HO //3/	3,0 <del>4</del> H 13 44 3	- / L   / L - U - U - U	• •
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5 月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年 6 月25日

### 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	-	-	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

371 PH- 3 M.3   E-13   1-13   7 - 3	新株予約権の	新株子	当事業年			
新株予約権の内訳 目的となる 株式の種類		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度減少	当事業 年度末	度末残高 (百万円)
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	121,000	-	121,000	-	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	346,000	-	154,000	192,000	-
合計		467,000	1	275,000	192,000	1

- (注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
  - 2 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しております が、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

## 4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額

<u>('/ RU - J - W - Z J - J - K</u>					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5 月29日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年 6 月25日

(2) 其準日が当事業年度に属する配当のうち 配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

( <i>-)</i>						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 5 月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,486	38.56	2025年3月31日	2025年 6 月27日

#### (リース取引関係)

第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	891百万円	解別不能のものに係る不経過リース科	· 916百万円
1		1	
1 年超	2,613百万円	1年超	6,829百万円
合計	3,505百万円	合計	7,745百万円

#### (金融商品関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、 当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引 については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているた 有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は 行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

も晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約 によりリスクをヘッジしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融間間にはあり入り自程体的 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び 経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相 手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用 リスクを早期に把握することで、リスクの軽減 リスクをおけるなどを持ち 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変助リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。また、有価であるででデリスティブにある。 おります。毎月末にそれそれ へッジ損益考慮後の評価損 **全動・ハッド間間を動・ヘッと回歴する日間とアッパフィッ取引を行ってのります。母月末にてれてれ**の時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。 的でデリバティブ取引を行っております。 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リス クを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格 のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定にあるインフットのりち、冶光な市場におりてか成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま

#### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額					
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
金銭の信託	-	3,899	-	3,899		
有価証券				·		
その他有価証券						
投資信託	7,785	18,141	-	25,927		
資産計	7,785	22,041	•	29,827		
デリバティブ取引(*1)						
株式関連 (*2) ´ ´	309	-	-	309		
通貨関連 (*3)	-	367	-	367		
デリバティブ取引計	309	367	•	677		

- )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務とな で示しております。 る項目については、
- 2)株式関連のデリバティブ取引の 309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含 ( まれております
- )通貨関連のデリバティブ取引の 367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれておりま

#### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済される ため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

#### (注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資 産

#### 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買 取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場 価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、 レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

#### 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベ ル1に分類しております。

#### 通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算 定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	( 干世・ロ/リリノ
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

#### 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

				<u>(単位:日万円)</u>
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	169	2,483	-
合計	53,440	169	2,483	-

2025年3月31日) 第66期(自 2024年4月1日

1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、 当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引 については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているた め、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は 行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

リリスクをヘッジしております。 上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約 によりリスクをヘッジしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び 経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相 手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用 リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理 当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ 取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、 モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替 変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれ の時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損 益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融 商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を 週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスク 週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

が設定して、(文成等はに文成ができた)できる、あるシスプラの目標 当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するととも に、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リス クを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格 のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当 該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま

#### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

				( <del>-                                     </del>
	貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
金銭の信託	2,418	14,651	-	17,070
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	4,097	11,342	-	15,440
資産計	6,516	25,994	-	32,510
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2) ´	159	-	-	159
通貨関連 (*3)	-	341	-	341
デリバティブ取引計	159	341	-	501

- 1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、 で示しております。
- 2)株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれておりま ( す。
- 3)通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含ま れております。

#### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間(1 年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。 現金・預金、

#### (注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資 産

#### 金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には 基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場に おける相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

#### 有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、 レベル2の時価に分類しております。

# デリバティブ取引 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベ ル1に分類しております。

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算 定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

<u>(単位:百万円)</u>

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

#### 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(出位,五七四)

				<u>(単位:日万円)</u>
	1 年以内	1 年超	5 年超	10年超
		5 年以内	10年以内	
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	-	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

### (有価証券関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

# 子会社株式及び関連会社株式

	(単位:百万円)
	貸借対照表計上
	額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

#### 2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	24,313	17,701	6,611
るもの	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	1,613	1,769	156
か、取得原価を超えないもの	小計	1,613	1,769	156
合計		25,927	19,471	6,455

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減 損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して 必要と認められた額について減損処理を行っております。
  - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額2,540百万円)については、市場価格のない株式等であること から、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位・百万円)

種類	売却額 売却益の合計額		種類 売却額		(単位・日ガロ) 売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	167		
合計	8,145	1,057	167		

# 4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) 3 有価証券評価益」をご参照ください。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

	(単位:白力円			
	貸借対照表計上			
	額			
子会社株式	26,371			
関連会社株式	18,635			

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

# 2 その他有価証券

				<u>(単位:白力円)</u>
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	12,903	9,123	3,780
るもの	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額が開発原体を扱う	投資信託	2,536	2,809	273
が取得原価を超え ないもの	小計	2,536	2,809	273
合計		15,440	11,933	3,506

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減 損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して 必要と認められた額について減損処理を行っております。
  - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額2,571百万円)については、市場価格のない株式等であること から、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額売却益の合計額		売却損の合計額
投資信託	5,849	764	45
合計	5,849	764	45

#### 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) 3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

# 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額	(単位:白万円) 当事業年度の損益に含まれた
運用目的の金銭の信託	17,070	評価差額 170

# (デリバティブ取引関係)

### 第65期(2024年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (1)株式関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	-	309	309
	合計	15,077	-	309	309

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定方法 金融商品取引所が定める清算指数によっております。

# (2)通貨関連

該当事項はありません。

# ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	6,465 84 542 2,979 2,172	-	268 2 17 17 60
	合計		12,243	-	367

# (注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第66期(2025年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (1)株式関連

<u> </u>	L.				
	種類	契約額等 (百万円)	契約額等   のうち1年超   (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	-	159	159
	合計	17,846	-	159	159

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定方法 金融商品取引所が定める清算指数によっております。

#### (2) 通貨関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	_	39	39
	合計	6,696	-	39	39

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

# ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

#### 诵貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル ユーロ 香港ドル 人民元	投資有価証券	6,651 180 2,796 1,067 1,473	-	326 1 2 38 18
合計		12,167	-	381	

#### (注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

# (持分法捐益等)

第65期		第66期	
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日	
至 2024年3月31日)		至 2025年3月31日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(単位	: 百万円)	(単位:	百万円)
(1)関連会社に対する投資の金額	5,342	(1)関連会社に対する投資の金額	5,341
(2)持分法を適用した場合の投資の金額	17,691	(2)持分法を適用した場合の投資の金額	18,436
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,474	(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,427

(退職給付関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

<b>温酔於付信教の抑労秘</b> 宣	(白力円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2)退職給付債務の期末残高と	貸借対照表に計上された退職	給付引当金の調整表
-----------------	---------------	-----------

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	7

# (4)数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付制度に係る退職給付費用

0.7%

134

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253百万円でありました。

# 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	34
退職給付の支払額	133
退職給付債務の期末残高	1,387

# (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455
退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

# (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率

1.5%

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円でありました。

(ストックオプション等関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

(1) 2(1 2 2 3 2 2 3 2 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>  H / 32   3 H                               </u>			
	2016年度ストックオプション(2)		2017年度ストックオプション(1)	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	36名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式	4,409,000株	普通株式	4,422,000株
付与日 2017年 4 月27日		2018年 4 月27日		
権利確定条件	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日までに対して経業員等の地位にあることを使し、それぞれ保有する新分の1、3分の1、3分の1、3分の1、3分の1、3分の1、3分の1、3分の1、3		2020年4月27日 能初日」といいら で使可能初日が 2010年	。年行翌にる、し、 )経可まる株の 、過可まる・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
対象勤務期間	付与日から、権利行例 2年を経過した日まで		付与日から、権利行 2年を経過した日ま	
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで		2020年4月27日から 2028年4月30日まで	

# (注) 株式数に換算して記載しております。

# (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)	
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日	
権利確定前(株)			
期首	217,000	752,000	
付与	0	0	
失効	96,000	406,000	
権利確定	0	0	
権利未確定残	121,000	346,000	
権利確定後(株)			
期首	-	-	
権利確定	-	-	
権利行使	-	-	
失効	-	-	
権利未行使残	-	-	

#### (注) 株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

	2016年度ストックオプション(2) 2017年度ストックオフ	
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
  - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 104百万円 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況 (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

				<u> [[分田山首(八四7</u> ]
	2016年度ストックオ	プション(2)	2017年度ストックオ	プション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	36名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式	4,409,000株	普通株式	4,422,000株
付与日	2017年 4 月:	27日	2018年 4 月2	27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下能初日」といいます。 行使可能が出いから1年では、 行使可能が出りな権力をはいる。2年経過のでは、 のの1年の地域では、 る分の1年では、 るのかには、 を利確では、 を利益をはいる。 を利益をはいる。 を利益をは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	)、過程 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2020年4月27日(以下能初日」といいます。 行使可能が出いから1年では、 行使可能が出りな権力を1年では、 2年経過のでは、 3分の1、3分のではる。 権利ではる。 権利ではる。 権利ではる。 権のではる。 権のではる。 権のではる。 権のではる。	)、当該権利の 活使可能初日かい 提口までとと権の ののでは、
対象勤務期間	付与日から、権利行例 2年を経過した日まで		付与日から、権利行使 2 年を経過した日まで	
権利行使期間	2019年4月27日 2027年4月30日	-,·• -	2020年4月27日 2028年4月30日	

## (注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利確定前(株)		
期首	121,000	346,000
付与	0	0
失効	121,000	154,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192,000
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

# (注) 株式数に換算して記載しております。

# 単価情報

<u> </u>		
	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
  - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 58百万円

(税効果会計関係
----------

I	第65期	第66期
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の内訳	証券届出書(内) 生の主な原因別 位:百万円) 1,047 8 54 457 69 283 828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198 496
の内訳 (単 繰延税金資産 賞与引当金 投資有価証券評価損 関係会社株式評価損 退職給付引当金 固定資本が損益 その他 繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計  繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債 その他	单位:百万円) 1,047 8 54 457 69 283 828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
(単 繰延税金資産 賞与引当金 投資有価証券評価損 関係会社株式評価損 退職給付引当金 固定資産減価償却費 繰延へッジ損益 その他 繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	1,047 8 54 457 69 283 828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
繰延税金資産 賞与引当金 投資有価証券評価損 関係会社株式評価損 退職給付引当金 固定資産減価償却費 繰延へッジ損益 その他 繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	1,047 8 54 457 69 283 828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
賞与引当金 投資有価証券評価損 関係会社株式評価損 退職給付引当金 固定資産減価償却費 繰延へッジ損益 その他 繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	8 54 457 69 283 828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
投資有価証券評価損 関係会社株式評価損 退職給付引当金 固定資産減価償却費 繰延へッジ損益 その他 繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	8 54 457 69 283 828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
関係会社株式評価損 退職給付引当金 固定資産減価償却費 繰延へッジ損益 その他 繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	54 457 69 283 828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
退職給付引当金 固定資産減価償却費 繰延へッジ損益 その他 繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	457 69 283 828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
固定資産減価償却費 繰延ヘッジ損益 その他 繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	69 283 828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
繰延ヘッジ損益 その他 繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計  繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	283 828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
繰延ヘッジ損益 その他 繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計  繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	828 2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計  繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	2,748 54 2,694 1,221 976 2,198
繰延税金資産小計 評価性引当金 繰延税金資産合計  繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	2,694 1,221 976 2,198
評価性引当金 繰延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	2,694 1,221 976 2,198
繰延税金資産合計 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	2,694 1,221 976 2,198
繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	1,221 976 2,198
その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	976 2,198
その他有価証券評価差額金 その他 繰延税金負債合計	976 2,198
その他 繰延税金負債合計	976 2,198
繰延税金負債合計	
i(木)とり、近、豆(注・ひ) i で 日 i で i で i で i で i で i で i で i で i	400
因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%
	0.6%
・ 受取配当金等永久に益金に算入されな	6.3%
い項目	
	0.49
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.39
3 法人税等の税率の変更による繰延税 税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律 第13号)」が2025年3月31日に成立した 2026年4月1日以後に開始する事業年 特別法人税」の課税が行われることと これに伴い、繰延税金資産及び繰延利 に使わり後期始する事業年 に使用なる場合である。	(令和7年法 こことに「伴い F度からまし「防 ごな負債の計 %から、2026
	法定実効税率 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない 項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 3 法人税等の税率の変更による繰延税: 税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律 第13号)」が2025年3月31日に成立した 2026年4月1日以後に開始する事業年 特別法人税」の課税が行われることと これに伴い、繰延税金資産及び繰延利

(関連当事者情報)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 関連当事者との取引 (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

- (ア)財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。
- (イ) 財務諸表提出会社の子会社

しております。

等調整額は2百万円減少し、その他有価証券評価差額 金が32百万円減少し、繰延ヘッジ損失は8百万円減少

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							資金の返済 (シンガポール ドル貨建) (注1)	3,318 (SGD 33,000千)	関係会社 短期 貸付金	-
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール国	232,369 (SGD干)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注1)	22 (SGD 223千)	未収収益	-
							関係会社株式 の取得 (注2)	13,412	-	-
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	配当の受取	2,950 (USD 20,000干)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	増資の引受 (注4)	1,828	-	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 融資枠55百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を 勘案して決定しておりました。
- 2. Nikko Asset Management International Limitedが保有する関連会社AHAM Asset Management Berhadの20%の株式を、2023年4月19日に13,412百万円で取得しました。
- 3.Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載して おります。
- 4 . Nikko AM Global Holdings Limitedの行った1,828,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円 で当社が引受けたものであります。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記 (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以 下のとおりであります。なお、下記数値は2023年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相 場で円貨に換算したものであります。

資産合計 41,322百万円 負債合計 8,314百万円 純資産合計 33,008百万円

営業収益 18,682百万円 税引前当期純利益 6,005百万円 4,538百万円 当期純利益

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
----	--------------------	-----	------------------	-----------	-------------------------------	-----------------------	-------	------------	----	---------------	--

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	Nikko Asset Management	シン・ギ	222 260	アセット	古拉		資金の借入 (シンガポール ドル貨建) (注1)	6,690 (SGD 60,000干)	関係会社 短期 借入金	6,690 (SGD 60,000干)
子会社	International Limited	シンガ ポール国	232,369 (SGD干)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	借入金利息 (シンガポール ドル貨建) (注1)	286 (SGD 2,532干)	未払費用	286 (SGD 2,532干)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注2)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	配当の受取	2,641 (USD 18,000千)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	増資の引受 (注3)	7,360	-	-

# (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を 勘案して決定しております。
- 2.Nikko AM Americas Holding Co.、Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載して おります。
- 3 . Nikko AM Global Holdings Limitedの行った7,360,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円 で当社が引受けたものであります。
- 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社(東京証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以 下のとおりであります。なお、下記数値は2024年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相 場で円貨に換算したものであります。

資産合計 46,582百万円 負債合計 7,834百万円 純資産合計 38,748百万円

営業収益 18,712百万円 税引前当期純利益 6,127百万円 当期純利益 4,588百万円

# (セグメント情報等) セグメント情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

## 関連情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 製品及びサービスごとの情報 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

## 地域ごとの情報

(1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりま す。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3 主要な顧客ごとの情報 営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

# 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 製品及びサービスごとの情報 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。
- 地域ごとの情報
- (1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりま

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

主要な顧客ごとの情報 営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

### (収益認識関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計 上基準」に記載のとおりです。

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年 度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期 に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計 上基準」に記載のとおりです。

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年 度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期 に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	548円41銭	546円58銭
1 株当たり当期純利益金額	43円14銭	63円58銭

(注)1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社 株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないた め記載しておりません。

1 株当たり当期姉利が全額の管定上の基礎は、以下のとおりであります

【 「 休日にり日朔紀刊皿並領の昇足工の	<u> 空曜は、 以下いこのり しのり</u>	<u> </u>
項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	2016年度ストックオプション (2)121,000株、 2017年度ストックオプション (1)346,000株	2017年度ストックオプション (1)192,000株

1 株当たり尓姿彦頞の質宝上の其礎は、以てのとおりでなります

	<u>wrocoveovas.</u>	
項目	第65期 (2024年 3 月31日)	第66期 (2025年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	194,152	194,152

#### (重要な後発事象) 該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (1)日こまたはてい私神区でしては執行区とい同にのける状況を行なつことを内谷とした理用を行なつこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。 (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で
- 定めるものを除きます。
- 定めるものを除きます。)。
  (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
  (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
  (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を 行ないます。

・商号の変更(アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更)

# (2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1)受託会社

/ XIII A II		
名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概要>

名称

株式会社日本カストディ銀行 51,000百万円(2024年3月末現在) 資本金の額

事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとどもに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に

基づき信託業務を営んでいます。 再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受 託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託

受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

<u>,以允女化</u>		
名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証 券株式会社	5,905百万円 (2023年12月末現在)	
SMBC日興証券株式会社	135,000百万円	金融商品取引法に定める
大和証券株式会社	100,000百万円	第一種金融商品取引業を
野村證券株式会社	10,000百万円	営んでいます。
バークレイズ証券株式会社	38,945百万円 (2023年12月末現在)	

# 2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金および償還金の支払いなどを 行ないます。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集の取扱い、交換に関する業務、買取りに関する業務などを行ないます。

# 3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見 書)」という名称を使用します。 (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

ッシュージを 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。

日興アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には その旨の記録をしておくべきである旨の記載。 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前 に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記 載。

- (4)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」 「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、 (4) 有価証券届出音本文 第一部 証券情報」、 第二部 ファフト情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
  (5)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」
- 戦9 ることがあります。
  (5)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
  (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
  (7)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
  (8)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用

- がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。

ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがある旨。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性がある旨の記載。

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

# 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 三 上 和 彦

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲 げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、 すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセッ トマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な 点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報 である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していな 61.

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示す ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要 と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価 し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場 合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がない かどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与 えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家として の判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連

EDINET提出書類 日興アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表 明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。